給水装置・公共下水道に関する届出

明日香村地域づくり課長　様

受付 No,	

明日香村上水道給水条例第１７条及び明日香村下水道条例第２１条の規程により、次のとおり届け出ます。

届出の目的	上水道	□開　栓　□閉　栓　■名義変更　□その他(　　)
		□新　規　←給水装置工事申込を行い、新しくメーターを設置の場合
	下水道	□再　開　□休　止　■名義変更　□その他(　　)
		□料金区分の変更　(□上水のみ　□井戸併用　□井戸のみ　)
届出者	住所	〒６３４－０１１１ 明日香村大字〇〇　〇〇番地　〇〇ハイツ〇〇号室
	フリガナ	アスカ　タロウ
	氏名	明日香　太郎
	電話番号	〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇 ※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
水栓所在地	住所	明日香村大字　〇〇番地〇〇ハイツ〇〇号室
使用者 (■届出者と同じ)	住所	〒　－ **届出者と同じ場合は左記にチェック** **別の送付先をご希望の場合はこちらに記載して下さい。**
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	※電話番号は日中連絡が可能な連絡先をご記入下さい。
旧使用者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
納付書送付先 (□届出者住所) (■水栓所在地)	住所	〒　－ **左記の該当する送付先にチェック** **別の送付先をご希望の場合はこちらに記載して下さい。**
	フリガナ	
	氏名	

※料金については毎月25〆となっており、日割計算は行っておりません。
料金の口座引き落としのお手続きは、使用者番号をご確認頂き下記金融機関の窓口にてお申し込み下さい。
お手続きをして頂いた場合でも事務処理上、初回ご請求分は納付書を送付させて頂く場合がございます。
取扱金融機関（南都銀行・奈良県農業協同組合・大和信用金庫・近畿２府４県に所在する郵便局）
明日香村上水道給水条例及び明日香村上水道給水条例施行規程を定形約款とした契約内容になります。

地域づくり課記入欄																	
使用者番号					―												
メーター番号					―				検満						・		
メータ口径	□１３　□２０　□２５　□４０　□５０　□７５								指示数					m3			
受付日	R　　年　　月　　日					事務処理日	R　　年　　月　25　日										
備考																	

課長	主幹	課長補佐	係長	課員	受付